

財務省告示第百六十八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十八年三月十日に発行した利付国債の発行条件
 を次のとおり告示する。
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法	六 発行額
利付国庫債券（物価連動・十年） （第七回）	財政法（昭和二十二年法律第三 十四号）第四条第一項、平成十 七年度における財政運営のため の公債の発行の特例等に関する 法律（平成十七年法律第十九号）	第二条第一項及び財政融資金 特別会計法（昭和二十六年法律 第一百一号）第十一条第一項並び に国債整理基金特別会計法（明 治三十九年法律第六号）第五条 第一項及び第五条ノ二 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 利回りを競争に付して行われる 入札発行 各申込みのうち応募利回りの低 いものからその応募額を順次割 り当てる。 額面金額で四千九百九十七億円 うち、財政法第四条第一項の規			

発行行 日 格 率 元 計 算 方 法 の 額	十 三 一 一 二 十 十	振替 単 位 額 最 低 面 金 額	七 八 九	十 四 万 千 九 百 九 十 七 億 円	定 基 づ き 発 行 した 利 付 金 の 額 は 一 億 九 千 九 百 九 十 七 億 円 である。
平成十八年三月十日 〇・八パーセント 各子払 及び償還 期限の属する月の三	額 〇・八 パー セン ト	振替法の規定による 最低額と	四 千 九 百 九 十 七 億 円	定 基 づ き 発 行 した 利 付 金 の 額 は 一 億 九 千 九 百 九 十 七 億 円 である。	

十四 初期利子

月前の消費者物価指数（総務省
が小売物価統計（指定統計第三
十五号）のための調査の結果に
基づき作成する全国消費者物価
指数のうち生鮮食品を除く総合
指数をいう。以下同じ。消費者
物価指数の基準改定が行われ、
改定後の基準（「新基準」という。
以下同じ。）に基づく消費者物価
指数が公表された場合であつ
て、財務大臣が定める日以後は、
新基準に基づく消費者物価指
数。）を九十八・一（消費者物価
指数の基準改定が行われ、新基
準に基づく消費者物価指数が公
表された場合であつて、財務大
臣が定める日以後は、新基準に
基づく平成十七年十二月の消費
者物価指数）で除して得た数（小
数点以下第三位未満の端数があ
るときは、これを四捨五入した
もの。）に額面金額を乗じて得た
額とする。

平成十八年九月十日を支払期と
し、次の算式により算出した金
額を支払う。ただし、支払期が
銀行休業日に当たるときは、そ
の翌営業日に支払う（以下、次
号及び第十六号において規定す
る期日について同じ。）。

前号の規定により算出された

支払期における想定元金額 $\times \frac{0.8}{100}$

$\times \frac{1}{2}$

毎 年 三 月 十 日 及 び 九 月 十 日 を 支
払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い て 、
次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を

支 払 う 。
第 十 三 号 の 規 定 に お け る 想 定 元 金 額

$\times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$

平 成 二 十 八 年 三 月 十 日
第 十 三 号 の 規 定 に よ り 算 出 さ れ

た 償 還 期 限 に お け る 想 定 元 金 額

日 本 銀 行
財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

平 成 十 八 年 三 月 十 日

十 五

第 二 期 以
後 の 利 子

十 七 六

償 還 期 限
償 還 金 額

十 八

元 利 金 支

十 九

払 入 札 参 加

二 十

払 込 期 日